



侵入窃盗に注意！！



千葉県内では令和8年6月末現在、侵入窃盗が**1, 767件（暫定値）**発生しており、その内の**約4割が空き家**の被害です。9月はシルバーウィークがあり、特に注意が必要です。

☆各種対策☆

- 脚立等2階へ足場となるものを置かない。
- 庭木をせん定し、外からの見通しをよくする。
- 短時間の外出でも必ず鍵をかける。
- 就寝時、在宅時にも戸締まりを徹底する。
- 不審な電話や来訪者に在宅状況や家族の状況、資産状況を聞かれても答えない。

空き家も、施錠を徹底し、センサーライトや防犯カメラを設置したり、窓に防犯フィルムを貼って割れにくくするなどの対策をしましょう。

また、貴重品を置かないことや、屋外に物を放置しないということも大切です。

安全で安心なまちづくり旬間

〈期間〉10月11日～10月20日まで

県警では、県民の関心・理解を深めるため、自治体・防犯協会などの関係機関・団体や事業者、防犯活動に携わるボランティアの方々とは協力しながら、**犯罪の起こりにくいまちづくりを目指した活動**を行っています。

【主な活動内容】

- 防犯ポスター展
- 地域防犯ボランティア県民大会
- 街頭における防犯キャンペーン
- 防犯ボランティア等による防犯パトロール
- 防犯教室、防犯座談会、出前防犯講話の開催などを実施します。



「犯罪のない安全で安心なまちづくり」を実現するために、本運動へのご理解ご協力をお願いします。



生活道路とは？

主に地域住民の日常生活に利用される、中央線や中央分離帯などが無い比較的狭い道路のことです。

こんな道に気をつけよう！

- ★民家・商店が多い
- ★通学路である
- ★天候等で視界が悪い
- ★カーブが多い

■警察庁HP

▼生活道路における法定速度の引下げについて
<https://www.npa.go.jp/bureau/traffic/seikatsudouro/seikatsudoro.html>



問い合わせ先

■全国都道府県警察HP

▼各都道府県警察本部リンクはこちらです
<https://www.npa.go.jp/link/prefectural.html>



令和8年9月1日
(2026年)
改正道路交通法施行令施行

生活道路における自動車の法定速度が引き下げられます！！

60 km/h
↓
30 km/h

